

福井市中央卸売市場では、卸売市場法第4条第5項第5号の表の下欄以外の遵守事項（「その他の遵守事項」）を定めています。
「その他の遵守事項」及びその設定理由については、次の表のとおりです。

項目	福井市中央卸売市場業務条例	福井市中央卸売市場業務条例施行規則	設定理由
<p>第三者販売</p>	<p>(第43条) 卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、規則で定める特別の事情がある場合であって、市場の仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することとならないとき、その他規則で定めるときは、この限りでない。 2 卸売業者は、前項ただし書の規定による卸売をしたときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。</p>	<p>(第64条) 条例第43条第1項ただし書の規則で定める特別の事情がある場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 市場における入荷量が著しく多いため残品を生ずるおそれがある場合 (2) 市場に出荷された物品が市場の仲卸業者及び売買参加者にとって品目又は品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがある場合 (3) 市場の仲卸業者及び売買参加者に対して卸売をした後残品を生じた場合 (4) 市場以外の他の卸売市場の生鮮食料品等の入荷事情等からみて市場の卸売業者からの卸売の方法以外の方法によっては当該他の卸売市場に出荷されることが著しく困難である物品を当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者に対して卸売をする場合 2 条例第43条第1項ただし書のその他規則で定めるときは、次に掲げるときとする。 (1) 卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者又は当該他の卸売市場</p>	<p>卸・仲卸の機能を明確化し、その秩序を維持するため</p>

		<p>の買受人(卸売市場において卸売業者から卸売を受けることにつき開設者の許可又は承認を受けた者をいう。)に対して卸売をする場合であって、当該契約に卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、卸売の実施期間(1月以上のものに限る。)及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められているとき。</p> <p>(2) 卸売業者が、農林漁業者等(農林漁業者又は農林漁業者を構成員とする農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合若しくは森林組合連合会(これらの者の出資又は拠出に係る法人で農林漁業の振興を図ることを目的とするものを含む。)をいう。以下同じ。)及び食品製造業者等(生鮮食料品等を原料又は材料として使用し、製造、加工又は販売の事業を行う者をいう。以下同じ。)との間においてあらかじめ締結した新商品の開発に必要な国内産の農林水産物の供給に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合であって、当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限及び卸売の実施期間(1月以上1年未満のものに限る。)が定められているとき。</p> <p>(第65条)</p> <p>条例第43条第2項の規定による届出は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売届出書(様式第36号)を市長に提出することにより</p>	
--	--	---	--

		行うものとする。	
商物分離取引	<p>(第44条)</p> <p>卸売業者は、市場における卸売の業務については、原則として市場内にある物品の卸売をするものとする。</p> <p>2 卸売業者は、市場における卸売の業務として市場内にある物品以外の物品の卸売をしたときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。</p>	<p>(第67条)</p> <p>条例第44条第2項の規定による届出は、市場外物品卸売届出書(様式第37号)を市長に提出することにより行うものとする。</p>	市場の空洞化を防ぐため
直荷引き	<p>(第52条)</p> <p>仲卸業者は、市場内においては、第19条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について販売の委託の引受けをしてはならない。</p> <p>2 仲卸業者は、市場内においては、第19条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を当該市場の卸売業者以外の者から買入れて販売してはならない。ただし、当該市場の卸売業者以外の者からの買入れが規則で定める要件を満たしているときは、この限りでない。</p> <p>3 前項ただし書の規定に基づく買入れを行った仲卸業者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>4 第2項ただし書の規定に基づく買入れを行った仲卸業者は、当該買入れに係る物品の全部を販売したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p>(第81条)</p> <p>条例第52条第2項の規定により市場の卸売業者以外の者から買入れた仲卸業者は、同条第3項の規定により、毎月10日までに、前月において買入れた当該物品について、卸売業者以外の者からの買入れ届出書(様式第48号)を作成し、市長に提出するものとする。</p> <p>2 条例第52条第4項の規定による届出は、仲卸業者買入れ物品販売届出書(様式第49号)を市長に提出することにより行うものとする。</p>	卸・仲卸の機能を明確化し、その秩序を維持するため

卸売業者・仲卸業者の業務の規制	<p>(第41条)</p> <p>卸売業者は、市内において第6条の2第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の卸売その他の販売をしようとするときは、当該許可に係る卸売の業務として卸売をする場合を除き、次に掲げる事項を記載した書面により、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。当該届出の内容を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>(1) 届出者の名称</p> <p>(2) 業務の内容</p> <p>(3) 業務を営む理由</p> <p>(4) 業務開始の予定年月日</p> <p>(5) 事業計画</p> <p>2 市長は、前項の規定による届出があったときは、市場取引委員会に報告しなければならない。</p> <p>3 市場取引委員会は、第1項の規定による届出に係る販売について意見を述べることができる。この場合において、市場取引委員会は、委員の少数意見にも十分配慮するものとする。</p> <p>4 市長は、第1項の規定による届出に係る販売が卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、卸売業者に当該業務の中止その他必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>(第53条)</p> <p>第41条の規定は、仲卸業者について準用する。この場合において、第41条第1項中「第6</p>	<p>(第63条)</p> <p>条例第41条第1項の規定による届出は、市内販売行為届出書(様式第32号)を市長に提出することにより行うものとする。</p> <p>(第82条)</p> <p>条例第53条において準用する条例第41条の規定による届出は、市内販売行為届出書を市長に提出することにより行うものとする。</p>	卸・仲卸・小売の機能を明確化し、その秩序を維持するため
-----------------	---	--	-----------------------------

	<p>条の2第1項の許可」とあるのは「第19条第1項の許可」と、「卸売その他の販売」とあるのは「販売」と、「卸売の業務として卸売をする」とあるのは「仲卸しの業務としてする」と、同条第4項中「卸売の業務」とあるのは「仲卸の業務」と、「卸売業者」とあるのは「仲卸業者」と読み替えるものとする。</p>		
<p>売買取引結果等の市長への報告</p>	<p>(第57条)</p> <p>卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、当該物品ごとに規則で定める時刻までに、品目ごとの数量及び主要な産地を市長に報告しなければならない。</p> <p>(1) せり売又は入札の方法により当日卸売をする物品（第4号に掲げる物品を除く。）</p> <p>(2) 相対取引により当日卸売をする物品（次号及び第4号に掲げる物品を除く。）</p> <p>(3) 第43条第1項ただし書の規定により当日卸売をする物品</p> <p>(4) 市場内にある物品以外の物品で市場における卸売の業務として当日卸売をする物品</p> <p>2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を市長に報告しなければならない。</p> <p>(1) せり売又は入札の方法により当日卸売をした物品（第4号に掲げる物品を除く。）</p> <p>(2) 相対取引により当日卸売をした物品（次号及</p>	<p>(第84条)</p> <p>条例第57条第1項の規定による報告は、卸売のための販売開始時刻までに卸売予定数量等報告書（様式第51号）を市長に提出することにより行うものとする。</p> <p>2 卸売業者は、前項の規定による報告の後入荷した物品で当日販売する物品については、入荷遅延物品報告書（様式第52号）により直ちに市長に報告して、その指定する検査員の確認を受けなければならない。この場合において、出荷者に対して市長の入荷遅延についての証明書を送付するため必要があるときは、入荷遅延証明願（様式第53号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 条例第57条第2項の規定による報告は、その日の販売終了後速やかに、売上高報告書（様式第54号）を市長に提出することにより行うものとする。ただし、主要な品目ごとの卸売の数量、主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格の報告については、その数量、主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸</p>	<p>売買取引の実態を把握するため</p>

	<p>び第4号に掲げる物品を除く。)</p> <p>(3) 第43条第1項ただし書の規定により当日卸売をした物品</p> <p>(4) 市場内にある物品以外の物品で市場における卸売の業務として当日卸売をした物品</p> <p>3 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月10日までに、前月中に卸売をした物品の市況並びに卸売をした物品の数量及び卸売金額（せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額をいう。以下同じ。）にその消費税額及び地方消費税額を加えた金額を市長に報告しなければならない。</p>	<p>売価格の報告については、その販売終了後直ちに主要品目販売価格報告書（様式第55号）を市長に提出することにより行うものとする。</p> <p>4 条例第57条第3項の規定による報告は、月間市況等報告書（様式第56号）を市長に提出することにより行うものとする。</p>	
<p>せり人の登録等</p>	<p>(第12条)</p> <p>卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、その者について当該卸売業者が市長の行う登録を受けている者でなければならない。</p> <p>2 卸売業者は、前項の登録を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した登録申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の名称</p> <p>(2) 登録を受けようとするせり人の氏名及び住所</p> <p>(3) 登録を受けようとするせり人がせりを行う取扱品目の部類</p> <p>3 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 登録を受けようとするせり人の履歴書</p> <p>(2) 登録を受けようとするせり人の戸籍抄本又</p>	<p>(第10条)</p> <p>条例第12条第2項の規定により卸売業者が、せり人の登録を受けようとするときは、せり人登録申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 条例第12条第3項第3号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 登録を受けようとするせり人の住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写しをいう。以下同じ。）及び市町村長の発行する身分証明書又はこれらに代わる書面</p> <p>(2) 登録を受けようとするせり人の条例第12条第5項第2号及び第4号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面</p> <p>(3) 登録を受けようとするせり人の写真（正面</p>	<p>せり売りの業務を適正かつ円滑に行うため</p>

	<p>はこれに代わる書面</p> <p>(3) その他規則で定める書類</p> <p>4 第1項の登録の申請があった場合は、市長は、次項の規定により登録を拒否する場合を除き、登録申請書を受領した日から起算して30日以内にせり人登録簿に次に掲げる事項を登載し、速やかにその旨を登録申請者に通知するとともに登録を受けたせり人に対し登録証及び記章を交付するものとする。</p> <p>(1) せり人の氏名及び住所</p> <p>(2) 登録年月日</p> <p>(3) 登録番号</p> <p>(4) 取扱品目の部類</p> <p>5 市長は第1項の登録の申請があった場合においてその申請に係るせり人が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしてはならない。</p> <p>(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。</p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。</p> <p>(3) 第14条又は第78条第6項の規定による登録の取消しを受け、その取消しの日から起算</p>	<p>向、上半身、脱帽、ライカ判2枚)</p> <p>3 卸売業者は、せり人を解雇したとき又はせり人が死亡したときは、遅滞なく条例第15条第1項第2号に規定する申請をしなければならない。</p> <p>(第11条)</p> <p>条例第12条第6項に規定するせり人の試験は、次に掲げる事項について筆記及び口述の方法で行うものとする。</p> <p>(1) 市場業務に関する法令についての知識及び経済についての知識</p> <p>(2) その他せり人の業務を行うために必要な実務上の知識</p> <p>2 前項の受験資格は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 年齢20歳以上の者</p> <p>(2) せり人の補助業務について3年以上の経験を有する者</p> <p>(3) 身体強健な者</p> <p>(第12条)</p> <p>条例第12条第4項に規定する登録証はせり人登録証(様式第3号)によるものとし、同項に規定する記章はせり人章(様式第4号)によるものとする。</p> <p>(第13条)</p> <p>卸売業者は、条例第13条第1項のせり人の登録の更新の申請をしようとするときは、せり人登録更新申請書(様式第5号)に登録の更新を受けようとするせり人の写真(正面向、上半身、脱帽、</p>	
--	--	---	--

	<p>して1年を経過しない者であるとき。</p> <p>(4) 仲卸業者若しくは売買参加者又はこれらの者の役員若しくは使用人である者であるとき。</p> <p>(5) 暴力団員等であるとき。</p> <p>(6) せりを遂行するのに必要な経験又は能力を有していない者であるとき。</p> <p>6 市長は、前項第6号の経験又は能力の有無の認定のため、規則で定めるところにより、試験を行うものとする。</p> <p>7 第1項の登録の有効期間は、登録の日から起算して5年間とする。</p> <p>(第13条)</p> <p>卸売業者は、前条第1項の登録を受けたせり人にその有効期間満了の日後も引き続き市場における卸売のせりを行わせようとする場合は、当該せり人の登録の更新を受けなければならない。</p> <p>2 前項の登録の更新を受けようとする卸売業者は、当該せり人の登録の有効期間の満了の日前60日から当該有効期間の満了の日前30日までの間に、次に掲げる事項を記載した登録更新申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の名称</p> <p>(2) 登録の更新を受けようとするせり人の氏名及び住所並びに登録年月日</p> <p>(3) 登録番号</p> <p>3 前条第4項及び第5項(第3号を除く。)の規定は第1項の登録の更新について準用する。</p> <p>(第14条)</p>	<p>ライカ判2枚)を添付して申請しなければならない。</p> <p>2 市長は、条例第13条第1項の規定により、せり人の登録の更新をしたときは、当該せり人に係るせり人登録証を切替えるものとする。</p> <p>(第14条)</p> <p>せり人は、交付を受けたせり人登録証又はせり人章を紛失し、又は毀損したときは、速やかに、市長に申し出て、せり人登録証等の再交付を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定による再交付をした場合は、その実費額を徴収するものとする。</p> <p>(第15条)</p> <p>卸売業者は、せり人が、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) せり人が条例第12条第5項第1号、第2号、第4号又は第5号に該当することとなったとき。</p> <p>(2) せり人の氏名又は住所に変更があったとき。</p>	
--	--	--	--

	<p>市長は、せり人が第12条第5項第1号、第2号若しくは第4号のいずれかに該当することとなったとき、又はせりを遂行するのに必要な能力を有しなくなったと認めるときは、その登録を取り消すものとする。</p> <p>(第15条)</p> <p>市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を消除するものとする。</p> <p>(1) 前条の規定による登録の取消しを受けたとき。</p> <p>(2) 卸売業者が当該せり人に係る登録の消除を申請したとき。</p> <p>(3) 卸売業者が当該せり人に係る登録の更新を受けなかったとき。</p> <p>(4) 第78条第5項の規定により登録の取消しの処分を受けたとき。</p> <p>2 前項の規定により登録の消除を受けたせり人は、速やかに、登録証及び記章を市長に返還しなければならない。</p> <p>(第16条)</p> <p>せり人は、卸売のせりに従事するときは、記章を着用しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、登録証の着用をもって記章の着用に代えることができる。</p>		
販売担当者	<p>(第17条)</p> <p>卸売業者は、市場においてその取扱物品をせり売以外の方法で卸売するときは、その卸売に従事させる者の氏名、所属する部署及び主要な取扱品</p>	<p>(第16条)</p> <p>条例第17条第1項の書面は、せり売以外の方法による販売担当者名簿(様式第6号)並びに当該販売担当者の履歴書及び写真(正面向、上半身、</p>	卸売業務を適正かつ円滑に行うため

	<p>目を記載した書面を備え付けなければならない。</p> <p>2 卸売業者は、前項の書面の提出を市長が求めた場合は、速やかに応じなければならない。</p> <p>3 第1項に規定する場合において、その卸売に従事する者は、その氏名を仲卸業者及び売買参加者に明示しなければならない。</p>	脱帽、ライカ判) とし、当該卸売業者の主たる事務所に備え付けておかなければならない。	
せり人の禁止行為	<p>(第54条)</p> <p>せり人は、市場における売買取引について、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) せり売に関して、委託者又は買受人と気脈を通じて不当な処置をし、又はこれらの者をして談合その他不正な行為をさせること。</p> <p>(2) 職務に関して、委託者又は買受人から金品その他の利益を收受すること。</p> <p>(3) その他せり人として、職務に公正を欠く行為又は公益を害する行為をすること。</p>		公正な取引を確保するため
売買取引の制限	<p>(第55条)</p> <p>せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。</p> <p>(1) 談合その他不正な行為があると認めるとき。</p> <p>(2) 不当な値段を生じたとき、又は生ずるおそれがあると認めるとき。</p> <p>2 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は買出人が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、売買を差し止めることができる。</p> <p>(1) 売買について不正又は不当な行為があると</p>		公正な取引を確保するため

	<p>認めるとき。</p> <p>(2) 買受代金の支払を怠ったとき。</p>		
衛生上有害な物品の売買禁止等	<p>(第56条)</p> <p>市長は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。</p> <p>2 衛生上有害な物品は、市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。</p> <p>3 市長は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。</p>		市場における安全安心を確保するため
受託契約約款等	<p>(第48条)</p> <p>卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定め、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、第6条の2第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に、当該受託契約約款を添えて、承認申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の受託契約約款には、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>(1) 委託物品の引渡し及び受領に関する事項</p> <p>(2) 受託物品の保管に関する事項</p> <p>(3) 受託物品の手入れ等に関する事項</p> <p>(4) 受信場所に関する事項</p> <p>(5) 送り状又は発送案内に関する事項</p> <p>(6) 受託物品の上場に関する事項</p>	<p>(第71条)</p> <p>条例第48条第1項の規定により承認を受けようとする卸売業者は、受託契約約款承認申請書(様式第38号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 条例第48条第4項の承認を受けようとする卸売業者は、受託契約約款変更承認申請書(様式第39号)を市長に提出しなければならない。</p>	売買取引の実態を把握するため

	<p>(7) 販売条件の設定、変更及び取扱方法に関する事項</p> <p>(8) 委託の解除、委託替え及び再委託に関する事項</p> <p>(9) 委託手数料に関する事項</p> <p>(10) 委託者の負担すべき費用に関する事項</p> <p>(11) 仕切りに関する事項</p> <p>(12) 第43条第1項ただし書、第51条第3項又は第89条の規定による場合に関する事項</p> <p>(13) 前各号に掲げるもののほか、重要な事項</p> <p>4 前項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>(第49条)</p> <p>卸売業者は、前条第1項の規定により承認を受けた受託契約約款について、主たる事務所における備付けその他の適当な方法により、出荷者がその内容を知り得る状態にしておかなければならない。</p> <p>(第61条)</p> <p>卸売業者は、売買仕切書及び売買仕切金の送付について委託者と特約を結んだときは、次に掲げる事項を記載した書面を作成し、当該特約を結んでいる間、これを保存しておかなければならない。当該書面の内容を変更したときも、同様とする。</p> <p>(1) 卸売業者の名称</p> <p>(2) 特約の相手方の氏名又は名称及び住所</p>		
--	--	--	--

	<p>(3) 特約の内容 (4) 支払方法</p> <p>2 卸売業者は、前項の書面の提出を市長が求めた場合は、速やかに応じなければならない。 (第64条)</p> <p>仲卸業者及び売買参加者並びに第43条第1項ただし書の規定に基づき卸売業者から卸売を受けた者（以下この項において「仲卸業者等」という。）は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に（卸売業者があらかじめ市長の承認を受けて仲卸業者等と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに）、買い受けた物品の代金（買い受けた額にその消費税額及び地方消費税額を加えた額とする。）を支払わなければならない。</p> <p>2 仲卸業者は、第52条第2項ただし書の規定に基づき当該市場の卸売業者以外の者からの買入れを行ったときは、当該市場の卸売業者以外の者に対して、その買入れの契約に定める支払期日までに、買入れた物品の代金（買入れた額にその消費税額及び地方消費税額を加えた額とする。）を支払わなければならない。</p> <p>3 仲卸業者から物品を買い受けた者は、仲卸業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に（仲卸業者が当該物品を買い受けた者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに）、買い受けた物品の代金（買い受けた額にその消費税額及び地方消費税</p>	<p>(第91条)</p> <p>条例第64条第1項の承認を受けようとする卸売業者は、支払猶予特約承認申請書（様式第60号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による承認の申請は、毎年3月15日までにその年の4月1日から翌年3月31日までの分について行わなければならない。ただし、3月16日以後その年の12月31日までの間において業務を開始する卸売業者は業務開始日から翌年3月31日までの分について、1月1日以後その年の3月15日までの間において業務を開始する卸売業者は業務開始日からその年の3月31日までの分について、業務開始日までにこれを行わなければならない。</p> <p>3 卸売業者は、第1項の規定により承認を受けた事項の内容を変更しようとするとき又は未承認事項の実施について新たに承認を受けようとするときは、内容変更の予定日又は未承認事項の実施の予定日のそれぞれ15日前までにその旨を市長に申請しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により承認を受けた卸売業者が承認を受けた事項を廃止したときは、直ちに市長に届け出なければならない。</p> <p>5 支払猶予特約書（条例第64条第4項の書面</p>	
--	--	---	--

	<p>額を加えた額とする。)を支払わなければならない。</p> <p>4 卸売業者は、第1項の規定により支払猶予の特約を結んだときは、次に掲げる事項を記載した書面を作成し、当該特約を結んでいる間、これを保存しておかなければならない。当該書面の内容を変更したときも、同様とする。</p> <p>(1) 卸売業者の名称</p> <p>(2) 特約の相手方の氏名又は名称及び住所</p> <p>(3) 特約の内容</p> <p>(4) 支払方法</p> <p>5 市長は、前項の書面を必要により確認した結果、次の各号のいずれかに該当する場合は、特約の基準の変更その他必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>(1) 当該特約が、その他の仲卸業者又は売買参加者に対して不当に差別的な取扱いとなるものであるとき。</p> <p>(2) 当該特約により卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営が阻害されるおそれがあるとき。</p>	<p>をいう。以下同じ。)の保存は、当該卸売業者の主たる事務所に備え付けることにより行うものとする。</p> <p>6 卸売業者は、市長が条例第64条第5項の確認のために支払猶予特約書の写しの提出を求めたときは、速やかに応じなければならない。</p>	
<p>残高試算表の提出</p>		<p>(第24条)</p> <p>卸売業者は、毎月末日現在における合計残高試算表を作成し、翌月10日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、必要と認めるときは、いつでも卸売業者に対してその業務に関する書類及び公認会計士による財務監査報告書の提出を命ずることが</p>	<p>卸売業者の財務状況を把握するため</p>

		できる。	
委託手数料率の届出等	<p>(第62条)</p> <p>卸売業者が卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料は、卸売金額に規則で定める取扱品目ごとに当該卸売業者が定める率（以下「委託手数料の率」という。）を乗じて得た金額にその消費税額及び地方消費税額を加えた金額とする。</p> <p>2 卸売業者は、委託手数料の率を定め、又は変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。</p> <p>3 卸売業者は、委託手数料の率を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所における掲示等の方法により、委託者に周知しなければならない。</p>	<p>(第89条)</p> <p>条例第62条第1項に規定する委託手数料の率は、次に掲げる取扱品目ごとに定めるものとする。</p> <p>(1) 野菜及びその加工品</p> <p>(2) 果実及びその加工品</p> <p>(3) 生鮮水産物及びその加工品</p> <p>(4) 花き</p> <p>(5) 第3条第1項に規定するその他の食料品</p> <p>2 条例第62条第2項の規定による届出は、委託手数料率届出書（様式第58号の2）に次に掲げる書類を添えて、委託手数料の率の適用を開始する日の3月前までに行わなければならない。当該届出内容を変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>(1) 条例第11条の6の規定による直近の事業報告書</p> <p>(2) 届出に係る委託手数料の率の適用を開始する日以後1年間における事業計画書</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p>	<p>売買取引の実態を把握するため</p>
各種奨励金	<p>(第63条)</p> <p>卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、市長の承認を受けて、出荷者に対して出荷奨励金を交付することができる。</p>	<p>(第90条)</p> <p>条例第63条第1項の承認を受けようとする卸売業者は、卸売業者出荷奨励等交付金支出承認申請書（様式第59号）を市長に提出しなければならない。</p>	<p>卸売業者の財務の健全性を確保するため</p>

	<p>2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の名称</p> <p>(2) 出荷奨励金を交付しようとする出荷者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(3) 当該出荷奨励の対象となる物品の品目</p> <p>(4) 当該出荷奨励の対象となる期間</p> <p>(5) 出荷奨励金を交付する基準</p> <p>(6) 出荷奨励金を交付する理由</p> <p>3 市長は、第1項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る出荷奨励金の交付が卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがなく、かつ、取扱品目の安定的供給の確保に資するものと認められるときでなければ、同項の承認をしてはならない。</p> <p>(第66条)</p> <p>卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため市長の承認を受けて、仲卸業者又は売買参加者に対して完納奨励金を交付することができる。</p> <p>2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の名称</p>	<p>ならない。</p> <p>2 前項に規定する承認申請は、毎年3月15日までにその年の4月1日から翌年3月31日までの分について行わなければならない。ただし、3月16日以後その年の12月31日までの間において業務を開始する卸売業者は業務開始日から翌年3月31日までの分について、1月1日以後その年の3月15日までの間において業務を開始する卸売業者は業務開始日からその年の3月31日までの分について、業務開始日までにこれを行わなければならない。</p> <p>3 卸売業者は、第1項の規定による承認事項の内容を変更しようとするとき又は未承認事項について新たに承認を受けようとするときは、内容変更予定日又は未承認事項実施予定日のそれぞれ15日前までにその旨を市長に申請しなければならない。</p> <p>4 第1項の承認を受けた卸売業者が承認事項の内容を廃止したときは、直ちに市長に届け出なければならない。</p> <p>(第93条)</p> <p>卸売業者は、条例第66条第1項の承認を受けようとするときは、卸売業者売渡代金完納奨励金等交付金支出承認申請書(様式第63号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 第90条第2項の規定は前項の規定による申請に、同条第3項及び第4項の規定は前項の規定により承認を受けた卸売業者に、それぞれ準</p>	
--	---	---	--

	<p>(2) 完納奨励金を交付する基準 (3) 完納奨励金を交付する理由</p> <p>3 市長は、第1項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る完納奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがなく、かつ、卸売業者の間において過度の競争による弊害が生ずるおそれがないと認められるときでなければ、同項の承認をしてはならない。</p>	用する。	
販売原票		<p>(第75条) 卸売業者は、取扱物品の卸売をしたときは、直ちに、販売原票（様式第45号）を作成し、本市職員の検印を受け、その写しを市長に提出しなければならない。</p> <p>2 卸売業者は、前項の規定により作成した販売原票の記載事項を変更してはならない。ただし、市長が正当な理由があると認めて承認したときは、この限りでない。</p>	<p>売買取引の実態を把握するため</p>
卸売代金の変更の禁止	<p>(第65条) 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。ただし、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員が正当な理由があると確認したときは、この限りでない。</p>	<p>(第92条) 条例第65条ただし書の正当な理由があると確認したときとは、当該卸売をした物品に次に掲げる異状があることを確認したときをいう。</p> <p>(1) 市場取引の経験から予見できない欠点があって、見本と現品の内容が著しく相違している。</p> <p>(2) 委託者が故意又は過失により粗悪品を混入し、選別不十分と認められる。</p> <p>(3) 表示された量目と内容量が著しく相違して</p>	<p>公正な取引を確保するため</p>

		<p>いる。</p> <p>(4) せり人又は販売担当者の故意又は過失により見本と現品の内容が著しく相違している。</p> <p>2 前項の確認を受けようとする卸売業者は、販売物品異状確認申請書(様式第61号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の確認をしたときは、販売物品異状確認証明書(様式第62号)を交付するものとする。</p>	
品質管理	<p>(第67条)</p> <p>卸売業者、仲卸業者その他の市場関係事業者は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)その他食品安全に関する法令の規定に基づく物品の品質管理の方法に従わなければならない。</p>		市場における適正な品質管理を確保するため
開場の期日等	<p>(第4条)</p> <p>市場は、日曜日(1月5日及び12月25日から12月30日までの日曜日を除く。)及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに1月2日から1月4日まで及び12月31日(以下「休日」と総称する。)を除き毎日開場するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定にかかわらず、出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは、休日に開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認めるときは、休日以外の日に開場しないことができる。</p> <p>3 市長は、前項の規定により休日に開場し、又は休日以外の日に開場しないこととしようとする</p>	<p>(第4条)</p> <p>卸売業者、仲卸業者又は関連事業者は、開場日に休業し、又は休日に営業しようとするときは、あらかじめ期日及び理由を明示して市長の承認を受けなければならない。</p>	必要に応じ適切な市場機能を確保するため

	<p>場合には、取扱品目に係る生産出荷の事情、小売商の貯蔵販売能力、消費者の食習慣、購買慣習等を十分考慮してするものとする。</p> <p>(第5条)</p> <p>開場の時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。</p> <p>2 卸売業者の行う卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は、前項の開場の時間の範囲内で市長が別に定めて告示する。</p>		
仲卸業者の事業報告書等の提出	<p>(第26条)</p> <p>仲卸業者は、規則で定めるところにより、毎事業年度の末日現在において作成した事業報告書をその日から起算して90日を経過する日までに、市長に提出しなければならない。</p>	<p>(第34条)</p> <p>仲卸業者は、条例第26条の規定により、仲卸業者事業報告書(様式第15号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 仲卸業者は、毎月10日までに前月に販売した物品について、仲卸業者売上高報告書(様式第16号)を市長に提出しなければならない。</p>	仲卸業者の財務状況を把握するため
売買参加者の承認	<p>(第27条)</p> <p>市場において卸売業者から卸売を受けようとする者(仲卸業者を除く。)は、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の承認は、取扱品目の部類ごとに行う。</p> <p>3 第1項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所</p>	<p>(第37条)</p> <p>条例第27条第1項の規定による承認を受けようとする者は、売買参加者承認申請書(様式第17号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者が個人である場合</p> <p>ア 履歴書、写真(正面向、上半身、脱帽ライカ判)及び印鑑証明書</p> <p>イ 資産調書</p> <p>ウ 住民票の写し及び市町村長の発行する身分</p>	卸売業者から卸売を受ける者に一定の要件を設けることにより適正かつ円滑な取引を確保するため

	<p>(2) 商号</p> <p>(3) 法人である場合にあっては、資本金又は出資の額及び役員の氏名</p> <p>(4) 第1項の承認を受けて卸売業者から卸売を受けようとする取扱品目の部類</p> <p>4 市長は、第1項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の承認をするものとする。</p> <p>(1) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。</p> <p>(2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。</p> <p>(3) 申請者が当該申請に係る取扱品目の部類に属する市場の卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。</p> <p>(4) 申請者が第29条又は第78条第3項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しないものであるとき。</p> <p>(5) 申請者が次に掲げる者であるとき。</p> <p>ア 暴力団員等</p> <p>イ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者</p> <p>ウ 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p> <p>(6) 申請者が法人である場合、その業務を執行す</p>	<p>証明書又はこれらに代わる書面</p> <p>エ 申請者が条例第27条第4項第2号、第3号又は第5号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面</p> <p>オ その他市長が必要と認める書類</p> <p>(2) 申請者が法人である場合</p> <p>ア 定款又は規約</p> <p>イ 登記事項証明書</p> <p>ウ 貸借対照表及び損益計算書</p> <p>エ 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面</p> <p>オ 当該法人の代表者の履歴書、写真(正面向、上半身、脱帽、ライカ判)及び印鑑証明書</p> <p>カ 当該法人の代表者が条例第27条第4項第2号、第3号又は第5号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面</p> <p>キ その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 市長は、条例第27条第1項の規定による承認について、適正かつ健全な取引を確保するため必要があると認めるときは、市場関係者の意見を聴くことができる。</p> <p>(第38条)</p> <p>市長は、条例第27条第4項の規定により売買参加者を承認したときは、売買参加者承認書(様式第18号)を交付する。</p> <p>2 前項の規定による承認に際しては、取扱品目、期間その他の必要な事項を指定する。</p>	
--	---	---	--

	<p>る役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるとき。</p> <p>(7) 申請者が卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。</p> <p>5 市長は、第1項の承認をしようとするときは、取引の適正化及び流通の円滑化に資するよう考慮して行うものとする。</p> <p>(第28条)</p> <p>売買参加者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。</p> <p>(2) 商号を変更したとき。</p> <p>(3) 卸売業者から卸売を受けることを廃止したとき。</p> <p>2 売買参加者が死亡し、又は解散したときは、当該売買参加者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(第29条)</p> <p>市長は、売買参加者が第27条第4項第1号から第3号まで、第5号若しくは第6号に該当することとなったとき、又は卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その承認を取り消すものとする。</p>	<p>(第39条)</p> <p>市長は、売買参加者の承認をしたときは、売買参加者章(様式第19号)を交付する。</p> <p>(第40条)</p> <p>売買参加者は、市場において卸売業者が行う卸売に参加させる者(以下「売買参加補助者」という。)について市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 第14条、第30条第2項から第5項まで及び第31条の規定は、前項の売買参加補助者について準用する。この場合において、第30条及び第31条中「仲卸業者」とあるのは「売買参加者」と、「売買参加者」とあるのは「仲卸業者」と、「仲卸補助者」とあるのは「売買参加補助者」と、「仲卸補助者承認申請書(様式第10号)」とあるのは「売買参加補助者承認申請書(様式第20号)」と、「仲卸補助者章(様式第11号)」とあるのは「売買参加補助者章(様式第21号)」と読み替えるものとする。</p> <p>(第41条)</p> <p>売買参加者は、条例第27条第4項第1号から第3号まで、第5号及び第6号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(第42条)</p> <p>第14条及び第29条第2項の規定は、売買参加者について準用する。</p>	
--	---	---	--